

## 知的財産戦略について(案)

### ・知的財産を活用したイノベーションの創出

#### (基本認識)

大学等による研究成果には、将来的に基本特許につながる可能性がある発明が含まれており、こうした研究成果を、社会において事業化しイノベーションにつなげていくためには、知的財産戦略が重要な役割を担っている。

イノベーションの創出過程は個々の技術や分野等により多様であり、今後は、研究成果を特許取得し企業による実用化につなげるという単純な知的財産管理モデルではなく、成功事例につながるより戦略的な知的財産の管理・活用が求められる。

こうした知的財産活動を進めるには、研究段階での先行特許調査、出願段階での発明評価や海外出願の選択、権利段階でのライセンス戦略など、様々な段階での専門的な判断が不可欠であり、これを可能とする知的財産人材の育成や、研究者等にとって利用しやすい特許情報の提供等を一層進めていくとともに、産学官の交流の場において知的財産に関する取組みを進める必要がある。

また、イノベーションの創出のためには、国内に留まらず、国際市場を念頭に置いて知的財産活動を展開することが重要である。国際的な産学官連携体制や特許制度の調和など、国際的な知的財産活動を支える基盤作りを進めるとともに、今後一層重要性を増す国際標準化活動についても、昨年12月に策定した「国際標準総合戦略」に基づき、官民一体となった国際標準の獲得やそのための人材育成等を進めていく必要がある。

大学は知の創造の場として、企業が取り組みにくい、基盤的、基礎的な基本特許を知財として取得してほしい。日本の大学はまだ国際的に満足できるレベルに達していないのではないか。(西山委員 33回)

大学は基本特許について、基本であればあるほど海外出願すべきではないか。(西山委員 33回)

イノベーションにつなげる知的財産戦略の中で、成功事例の構築が最大の成果につながるのではないか。地域の活性化、あるいは現在の産学連携活動のさらなる向上を目指して、できるだけ成功事例を発掘して紹介し、知的財産戦略の創造・活用というサイクルが回っていることを明確にすべきではないか。(森下委員 33回)

知財の制度整備や政策にも関わらず、知財をベースとするイノベーションの進展が実感として認識されていない状況にあるので、知財戦略の成功事例、イノベーションに結びついた成功事例を増やしていく必要がある。(松見委員 32回)

## 1. 知的財産の活用を促進する

大学等の基礎研究で生み出される優れた知的財産をイノベーションに効果的につなげていくため、平成19年度も、産学官が戦略的・組織的な連携により研究課題の設定段階から対話を行い、長期的な視点に立って基礎から応用までを見通した共同研究等を推進する。(文部科学省)

イノベーションに貢献するためには、知財がビジネス化され、市場に導入され社会に貢献することを重視すべき。そのため、市場ニーズをベースとした研究開発や、マーケティンググループの参画を得た研究開発を検討すべき。(松見委員 32回)

平成19年度から、各種研究開発事業等により生み出された大学等の優れた研究成果について、知的財産等に関する専門能力を活用して応用・発展性に係る評価分析を実施すること等により、切れ目なく研究開発を進展させ実用化につなぐ仕組みの構築を推進する。(文部科学省)

平成19年度中に、研究開発の成果である知的財産が、社会・市場においてどのように貢献しているかを計測するための手法や指標について調査研究を行い、公的研究機関における知的財産の適正な評価の普及を促す。(経済産業省)

イノベーションのための知財戦略というのはどういうものなのか、現場で実効性を上げていくためにも、その重要性を再認識する必要がある。問題をきちんと調査した上で、適切な知財戦略を立案することが大切。(渡部委員 32回)

研究の評価は発表論文が主体であり、特許出願数は不適當。研究成果の評価の明確化が求められる。(西山委員 32回)

ライフサイエンス分野の大学からの特許出願の件数はかなり多くなってきているが、件数というより質を評価することを具体的に進めてほしい。(秋元委員 32回)

平成19年度から、産業技術総合研究所が自身の所有する知的財産を中心に民間企業や公的研究機関等の知的財産も合わせて事業化に必要な群として構成し、民間企業のニーズや戦略とのマッチングが図られるよう、産学官の交流の場を設ける。(経済産業省)

平成19年通常国会に提出された産業活力再生特別措置法の改正案が成立した場合には、平成19年度から、同法に基づく「技術活用事業革新計画」の策定を促進し、他者の技術、ノウハウ、知的財産の活用により事業を革新し生産性向上を図る事業者を支援する。(経済産業省)

日本が総力を挙げてイノベーションを進めるためには、地域企業、地域の大学、高専、中小企業、ベンチャー企業等が知財を活用して活躍できる環境をさらに考えるべき。(松見委員 32回)

平成19年通常国会に提出された産業技術力強化法等の改正案が成立した場合には、知的資産経営の一環として、戦略的な知的財産の創出、権利化、事業化、ライセンス等の知的財産マネジメントが行われるよう、平成19年度から、同改正案の対象となる独立行政法人において、企業への助言や人材の育成に取り組む。(経済産業省)

農林水産省知的財産戦略(平成18年3月策定)に基づき、平成19年度以降、戦略的な遺伝子特許の取得による和牛の効果的な育種改良やゲノム科学の新品種育成への応用等により、知的財産を活用した研究開発を推進する。(農林水産省)

## 2. 特許情報を活用する

平成19年3月から運用を開始した特許・論文情報統合検索システムに

ついて、平成19年度以降、その運用状況や研究者のニーズ等を把握し、利便性の向上等のための開発を行う等、必要な措置を講ずる。(文部科学省、経済産業省)

「特許・論文情報統合検索システム」をぜひPRして、有効に使われるよう施策を講じるべき。(荒井委員 32回)

大学等の研究現場での特許情報の利用を促進するため、大学等での使用や機能向上が容易にできるよう工夫された特許情報検索ソフトとその活用手引きを、平成19年度に、工業所有権情報・研修館から大学等に無料で広く提供するとともに、研究者により機能向上された検索ソフトについての情報交換を促進する。(経済産業省)

米国は Google Patents により無料で高度な検索ができる環境を手に入れた。日本でも特許と文献との統合検索システムが動き出すが、研究現場での特許情報の利用の工夫を促していくことが大切。(渡部委員 32回)

平成19年度以降、現在大学等に限って提供されている特許情報の固定URLサービスについて、要求されるシステム性能等に関する実証調査を行った後に、その提供範囲を一般にも順次拡大する。(経済産業省)

大学、公的研究機関の知財体力を上げていくためには、質の高いデータベースは不可欠であり、特許と論文の統合データベースは成果。この統合データベースを、公開性を持った社会のインフラと位置付けて発展させていくべき。(横山委員 32回)

科学技術基本計画で定めた重点推進4分野及び推進4分野を中心にテーマを定め作成される特許出願技術動向調査について、平成19年度中に、これまでの調査の利用の状況や課題等を把握し、大学等における利用を促進するために必要な方策を講ずる。(経済産業省)

重点領域や重点研究テーマについて、シーズオリエンテッドな知財の支援を検討すべき。また、そうした重点領域に関する知財情報の発信や、特許審査体制の整備を図るべき。(本田委員 32回)

研究テーマの選定等、研究で使用するための使いやすいパテントマップソフトを平成19年度中に開発し、大学等に提供する。また、パテントマップを使えるように開発したe-ラーニングソフトを普及する。(経済産業省)

### 3. 国際的な取組を強化する

平成18年12月に策定された「国際標準総合戦略」を、平成19年度も産学官を挙げて、確実に実行する。また、産業界は、今後取り組む技術の国際標準化に関する活動についてアクション・プランとしてとりまとめる。(総務省、経済産業省)

昨年、国際標準の推進戦略が策定されたところであり、国際標準は官民挙げて取り組むべき課題であるので、その視点を強調していくべき。(野間口委員 32回)

国際標準化への取組みに対して国としてバックアップをきちんと行うことが必要な段階にある。(竹岡委員 33回)

知財分野での国際競争環境は激化しており、日本の知財の国際貢献や国際産学官連携を含め、知財活動における国際競争と国際協調の両方を推進すべき。(松見委員 32回)

大学の原理的な発明をもとに国際標準にしていく際の大学側の取組姿勢がまだ十分にできていない。企業との協力体制や国際的な標準戦略について適宜柔軟に考えられる人材を育てる必要があるのではないか。(岡田委員 32回)

インターネットを介した国際間での研究活動において、発明者や発明地の特定など、権利の取扱い等に関し問題となる事例について、平成19年度に調査を行い、必要に応じ措置を講じる。(経済産業省)

ネットを介して国際的な共同研究を行う場合、特許制度が研究の実態と合わない例があるので、そうした実態を調査し、今後の対策を考えていく必要があるのではないか。(岡田委員 32回)

インターネットをベースとしたコミュニティの存在が知財戦略に与える影響という新しい課題に取り組んでいく必要がある。オープン、コミュニティ、国際標準、アジアなど新たな視点で知財や産学連携の施策を講じ、研究現場で活用するという活動が大切。(渡部委員 32回)

## 4. 知的財産関連人材を育成する

大学や大学院における知的財産に関する授業の様々な形態別の実施状況や課題を平成19年度中に調査し、内外の大学等との提携を含め、知的財産教育が広く普及することを促進する。(文部科学省)

理工系の学部や大学院で、知財を単位科目として教える必要があるのではないか。振興調整費、専門職大学院など、いろいろな形の施策のトータルマップを描いて、人材育成の今後のプログラムを考えることが必要ではないか。(荒井委員 32回)

知的財産専門職大学院等いろいろな形の大学院を有効に使いながら人材育成を考えたらよいのではないか。(澤井委員 32回)

大学等で国際化に対応した知財教育を強化する。例えば、海外大学知財研究所や知財法律事務所等と提携した研修、派遣プログラムを幅広く実施する。(西山委員 32回意見書)

各大学において、より実践的な研究人材など、知的基盤社会を多様に支える高度専門人材を産学の協働で育成するため、平成19年度も単位認定を前提とした長期インターンシップ体系の構築を支援し、その普及を促進する。(文部科学省、関係府省)

ライフサイエンス分野における産学連携コーディネーターを充実し、産学交流の中で実践・育成する。産業界はインターンシップの活用により人材交流を行う。(西山委員 32回意見書)

産学間の人材異動が少なく、特に大学から企業への異動が極めて少ない。異動に関するいろいろなネックを解消していかないと真の産学連携は進まないのではないか。(西山委員 33回)

平成19年度から、産業技術総合研究所において、企業等の研究者を受け入れ、国際的な研究活動に通じた人材、異なる分野の知識の融合により技術経営力の強化に寄与する人材など、知的財産に理解のある人材の育成を強化する。(経済産業省)

## ・大学等の知的財産活動の推進

### (基本認識)

平成15年度からの5年間の大学知的財産本部整備事業により、大学では、知的財産の機関一元管理を原則とした体制や知的財産ポリシーの策定など、知的財産に関する整備が進み、知的財産本部は、産学官連携を支える組織として重要な役割を担いつつある。

大学は、民間では扱いにくいが長期的に価値を生じる基本特許等を生み出す「知」の創出拠点である。また、一部の大学では、知的財産の権利化やライセンスのみならず、共同研究や事業化支援、人材育成、技術指導など、多面的な産学官連携活動を行う体制へと移行する動きも見られる。

今後は、こうした大学の役割や大学の多様性・主体性を踏まえつつ、大学の知的財産をより効率的・効果的に社会に還元していく観点から、こうした動きを一層促していくことが重要である。同様に、大学とTLOの間でも、昨今一体化や連携強化が進みつつあり、こうした動きについても、併せて促していくことが必要である。

その際には、大学の規模や特性等に応じ、内生化やTLOとの連携、大学間連携、外部委託など様々な選択肢があることを念頭に、1)モデルとなる大学での国際的に遜色のない産学官連携体制の整備、2)知的財産体制が脆弱な大学に対する地域での支援体制の整備を進めることが重要である。

また、知的財産に関するルール整備が進んだとはいえ、大学の知的財産実務には、特許以外の知的財産の管理・活用など様々な課題が残されており、こうした課題に対応し大学の実務を円滑化するための取組みを進める必要がある。

こうした認識に基づき、大学等における知的財産活動を推進するため、以下の施策を講ずることとする。

平成15年当時と比べると、産学官の努力により、日本の知財関連活動は非常な進歩と発展を遂げている。(松見委員 32回)

イノベーション戦略の成果が具体的に挙がるかは、知財戦略によるところが大きいということをメッセージとして送るべき。(荒井委員 32回)

特許、ノウハウ、ビジネスモデル等様々な知財を、場合に応じてどのようにイノベーションに結びつけるかが重要であり、それを議論する必要があるのではないか。(山本委員 32回)

大学や中小企業におけるイノベーションのための知財戦略は多様性が必要。大学が知財戦略や産学連携に取り組む姿勢にも多様性があるべき。多様な大学、地域の産学連携成功事例をもっと集め、大学経営に見えやすくすることも大切。(渡部委員 32回)

イノベーションのための知財戦略において、技術分野毎の特有のイノベーションのメカニズムについて調査をしてもう少しブレイクダウンしたものを考える必要があるのではないか。(澤井委員 33回)

イノベーションを論じるとき、マクロ的視点での議論が必ずしも個別具体的なコンテキストに直結するものではないという整理が必要ではないか。(岡田委員 33回後意見書)

産学の国際連携を行う趣旨をふまえ、技術類型に応じた知的財産戦略の議論が望まれる。また、大枠の知的財産戦略にはまらない領域について、大局的なバランスを勘案した個別の契約が大きな意味をもつことに、一層の注意が促されてよいのではないか。(岡田委員 33回後意見書)

## 1. 大学の知的財産活動を支援する

大学知的財産本部による国際的な権利取得、技術移転、共同研究契約、事業化支援、知的財産人材の育成等の広範な活動を促進し、国際水準に見合う産学官連携体制を整備するため、平成20年度から、知的財産の創出・管理・活用を戦略的、組織的に進める大学の主体的な取り組みを支援する。(文部科学省)

大学知財本部は整備事業により、技術移転、ベンチャー支援、共同研究等が順調に推移。加えて、知財教育、プロジェクトマネジメント等も含め産業界との連携窓口として機能し始めている。外部人材の導入により企画力と実務能力を備えた集団に成長しつつあり、持続的な体制にしていくための支援を賜りたい。(小寺山委員 32回)

大学の知的財産の国際化には人的にも費用面でも負担が大きいため、どのように対応していけばよいか方策が必要。(山本委員 32回)

国大協要望書1ページ 2. 国立大学の知的財産業務の特性に配慮した財政的支援や誘導施策の体系の構築について 参照。(第33回資料4 国大協)

国際的な産学官連携などの大学の戦略的な知的財産活動を強化するため、平成19年度以降も、大学等において、科学技術に詳しく、海外での訴訟や契約に精通し、経営に明るく、国際的に通用する知的財産専



## 門人材の育成・確保を支援する。(文部科学省)

我が国の国際競争力強化のために必要であるが、大学独自では取り組みが遅れている国際的な産学官連携・知的財産活動やライフサイエンス分野など、特に専門性、特殊性を有する分野に関する知的財産専門人材の育成・確保に対する支援を行うこと。(第33回資料4 国大協)

国際連携や技術のスペシャリストを、知財についてのOJTのような形による即戦力養成と大学や大学院での知財教育による将来のための人材養成との複合的な人材育成戦略が必要になってくるのではないか。(森下委員 33回)

基本特許の国際的な権利取得を効率的、効果的に支援するため、科学技術振興機構(JST)等による大学やTLOに対する海外特許出願経費の支援にあたっては、平成19年度から、JSTによる調査に加え、申請する大学等の事前調査や公的費用の一部自己負担により海外出願支援の厳選を行う。その上で、平成20年度にこれら権利取得のための支援を充実する。(文部科学省)

大学発の基盤発明は、重点・重要分野を絞り、産とも共同して海外出願を積極的に行うべきであり、そのための原資を確保すべき。(西山委員 32回)

外国出願はJSTの制度を活用していて大変助かっている。こういう支援がないと外国出願は難しい。(山本委員 33回)

科学技術振興機構(JST)に設置した紛争解決相談窓口が、知的財産権の紛争が生じた大学等に対し行う支援の内容(事態を明確化するための必要な追加調査や弁護士や弁理士等の専門家への相談費用の支援等)を、平成19年度に、大学等に広く周知する。(文部科学省)

大学、公的機関の特許を実施していくためには侵害が重要であり、実施の結果として必然的に生じる侵害を正面から取り上げていくべきではないか。(横山委員 32回)

大学に産学連携ができるような基盤的な発明があれば日本企業との産学連携も多くなるし、日本の大学が国際紛争に巻き込まれても企業が解決に向けて闘うことになるのではないか。(秋元委員 33回)

地域の大学等における知的財産活動を支援するため、平成19年度から、地域の知の拠点再生を担当するコーディネーターや知的財産アドバ

イザーなど、地域に配属された専門家の情報公開を進めるとともに、これらが連携して地域の大学等の活動を行うことを支援する。(文部科学省、経済産業省)

コーディネーターやアドバイザーなど、知財人材の関係のネットワークをお互いに見えるようにすれば、人材活用という点で質が上がるのではないかと。産業側も応分の協力をしたい。(野間口委員 32回)

大学のシーズをニーズに結びつけるためにはコーディネーターの役割が大きいため、更にその質の向上に取り組む必要がある。(三原委員 32回)

ライフサイエンス分野の産学連携コーディネーターを充実して産学交流の中で実践・育成すべき。(西山委員 32回)

## 2. 大学とTLOの連携を強化する

大学とTLOの関係は、個々の事情に応じて多様であることを前提に、産学官連携を最適に行える体制の構築につなげるため、平成19年度中に、連携強化や一体化、外部委託を含め、既存の組織にとらわれない体制の見直しを促進する。(文部科学省、経済産業省)

大学知的財産本部とTLOとの関係は、大学ごと、TLOごとにその成立の経緯や活動実態に差があるので、一律の整理方針を示すのではなく、個別の事情に配慮することが必要である。(第33回資料4 国大協)

大学知財本部とTLOの融合について、産学連携も含めて社会還元メカニズムを全体としてレビューして、新しい今後のあり方を提示すべきではないか。(荒井委員 32回)

別々にある知財本部とTLOの組織の融合化等を図って、効率のいい運営を検討すべきではないか。(澤井委員 32回)

イノベーションの大きな源である大学の知財とイノベーション化する民間の役割とを両輪と考えた場合、知財本部、大学TLOを含めて産学連携についても一度見直す必要があるのではないかと。大学TLOの運営を民間に任せることも含めて多様な形態について議論を行うべきではないか。(松見委員 33回)

TLOの運営をコストだけで見るのではなく、教育研究の活性化や研究者の意識改革を誘導するための産学連携において産業界のメッセージをきちんと大学の研究者に伝えて研究者のインセンティブを高めるといった機能全体をトータルで考えて、知財本部とTLOの連携関係の検討を行うべきではないか。(本田委員 33回)

イノベーションを促進するためには、大学知財本部とTLOの活動として、出願が評価され

る段階から次のステージに移行させて機能強化を図る必要がある。製品化、ランニングロイヤリティ等の視点の評価や分析を行っていくことを検討すべきではないか。(本田委員 32回)

TLOは、単にライセンス機能だけでとらず、企業のニーズと大学の実用化研究をマッチングする機能も実際には担っており、その結果として知財が生まれている。TLOがもつ機能の可能性をつぶさないようにしようという議論をすべきではないか。また、大学はTLOのマッチング活動を金銭的にも評価してよいのではないか。(竹岡委員 33回)

大学発ベンチャー支援のリスクを大学だけが担うのではなく、知財信託等いろいろな金融スキームを使えるTLOを活用することを考えてもよいのではないか。(竹岡委員 33回)

海外では、大学のTLOの上場や研究機関の民営化後の上場が高値を付けた例もある。こうしたダイナミックな産学官連携の動きを日本でも参考にすべき。(松見委員 32回)

**地域の大学や公的研究機関、知的クラスター等、地域における研究機関における知的財産活動を効率的に推進するため、平成19年度以降、大学知的財産本部やTLO等の連携強化等により、地域の拠点として知的財産活動を支える取組みを推進する。(文部科学省、経済産業省)**

一部の大学に対する支援のみならず、知的財産本部の体制が現在脆弱な大学に対しても、関連機関による一元的支援体制を構築するなど配慮すること。

国際的な産学連携のためには、紛争に対する予防法務や英文契約などの体制を地域毎の拠点大学等に整備し、その地域の周辺の大学も利用できるなどの仕組みを整備する必要があるのではないか。(竹岡委員 33回)

### **3. 大学等の知的財産実務を円滑化する**

大学と海外企業との間での国際的な共同研究契約等において生じる紛争を防止するため、契約の際の留意事項に関する調査結果に基づき、大学が国際的な共同研究契約を結ぶ際に活用できるよう、平成19年度中に、研修等を通じて普及を図る。(文部科学省)

大学も国際的な産学官連携にいや応なしに入っていくので、ネゴシエーションのスキルやパワーという点も入れた契約書のひな形を考えて、ベストプラクティスを使えるようになっていくべきではないか。(野間口委員 32回)

海外の研究者が入った共同研究では、知的財産権の取扱いに留意が必要。途中脱退を

想定した権利規定やプロジェクト終了後の権利規定、日本では平和利用の知財が海外ではそうでない場合等も想定し、ジオポリティカルな観点も含めた知的財産戦略の考察が必要。(岡田委員 32回)

国際産学連携の推進や外国人研究者の登用、留学生の研究活動への参加等の際には、大学の知的財産管理や国の知的財産政策の観点から、調整、整理すべき課題が少なからず存在している。国際産学連携等の円滑な推進のためには、適切なガイドラインが必要である。(第33回資料4 国大協)

大学等に対し、国際的共同研究等を行う際に留意すべき各種規制(外為法等)について周知するとともに、平成19年度中に、大学等においてこれらの規制に対応するための課題や方策について調査研究を行い、公表する。(文部科学省)

大学といえども国際的なルールからフリーということではなく、守るべき最低限のことはしっかり認識するような仕掛けを取るべきということをこのとりまとめに盛り込むべきではないか。(野間口委員 32回)

軍事転用可能技術の輸出規制に関し、留学生や外国人研究者の場合、日本滞在6ヶ月までは大学内での活動に制約がかかりかねない状況にあり、大学にとっては判断が難しい。大学の教育研究活動に即した明確なガイドラインが必要である。(第33回資料4 国大協)

平成19年度中に、大学技術移転協議会等の協力を得て、大学の知的財産活動において懸案となっている事例(学生・ポスドクの取扱い、不実施補償、マテリアル・トランスファー契約等)とその解決の方策を検討し情報交換する場を提供するとともに、国として取り組む事項がある場合は必要な措置を講ずる。(文部科学省、経済産業省)

国大協要望書4ページ 3.1)学生、ポスドク等の扱い、2)リサーチツール、マテリアル・トランスファー契約等、3)研究者、学生の異動に対する考え方、5)不実施補償と共有特許(特許法73条)の関係について、参照。(第33回資料4 国大協)

#### 4. ソフトウェア等の活用を促進する

特許だけでなく、ソフトウェア等を含め知的財産全般についての大学研

研究者等の認識向上を図るため、これら知的財産の管理や活用についての先進的な事例や研究者等が留意すべき事項を平成19年度中に収集し、広く提供する。(文部科学省)

知的財産とは特許に限らずリサーチツールやソフトウェアなども含まれるという共通した認識を大学の先生がもつことが重要。大学の知的財産権を特許に限定せず、ノウハウやソフトウェア、ビジネスモデル等、広義にとらえ、たとえば、ソフトウェアを汎用的な知的財産として広く使うことも、とりまとめの中に盛り込むべきではないか。(野間口委員 33回)

大学が、ソフトウェアなど特許以外の知財についても研究者の業績評価対象とすれば研究者が知財を広くとらえる意識がでてくるのではないか(本田委員 33回)。

ノウハウについては、大学の管理体制や責任を誰が持つべきかといった問題も抱えているのではないか。(岡田委員 33回)

大学等におけるソフトウェアやデータベース等の適切な権利保護や流通を行うため、管理の現状や課題、規則等の整備状況や運用実態について、平成19年度中に調査を行い、その結果に基づき、これらの取扱いに関する学内ルールの策定や円滑な管理を促進する。(文部科学省)

プログラムやデータベース等のソフトウェア分野についても、従来の知的財産業務では対応しきれない問題を抱えており、一定のガイドラインの策定が望まれる。(第33回資料4 国大協)

大学の先生はソフトとリサーチツールを大学のものではなく、全部自分のものだと思ってタダで配ってしまうのが問題である。(山本委員 33回)

大学のソフトウェアの活用について、使い勝手の向上やバージョンアップなどのメンテナンスを誰がどう行うのかなどの問題も含め、また、コンソーシアム型のソフトウェアのライセンスといった取組みなど、大学の研究者が納得して企業側も使いやすい仕組みについて検討すべきではないか。(竹岡委員 33回)

国の委託研究により得られたプログラム著作権等(現在検討されている法改正がなされた場合には、国からのソフトウェア開発の請負により得られたプログラム著作権等を含む)に関する日本版バイ・ドール規定の適用や活用状況を平成19年度以降調査し、これらプログラム著作権等の活用を促進する。(経済産業省)